

くらしのとびら



◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

18歳で大人に～若者の消費者トラブルにご注意を！～

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。契約の知識や社会経験の少ない若い世代は、消費者トラブルに遭いやすくなるため、注意が必要です。

いつから成年になるの？

生年月日	成年日	成年年齢
～2002年4月1日	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日～	18歳の誕生日	18歳

若者に多い消費者トラブル

- ◇「稼げる」という SNS 広告を見て副業サイトにアクセスし、情報商材を購入したあと、高額なサポートプランの契約をした。
- ◇ SNS で知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引され、高額な費用を払った。
- ◇「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められ契約した。
- ◇ 健康食品、化粧品など1回限りの注文のつもりが「定期購入」だった。
- ◇ オンラインスクールの契約金額が高額で「お金がない」と断ると、事業者に貸金業者の無人借入機まで同行され、借金したお金で契約してしまった。



参考：独立行政法人国民生活センター「若者向け注意喚起シリーズ」

【ポイント】

- ・内容をよく確認してから契約しましょう
- ・SNSなどで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう
- ・必要のないものは「いりません！」ときっぱり断りましょう
- ・その場ですぐ契約せず、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ・「簡単にもうかる」「今だけ無料」などのうまい話はうのみにせず、まず疑ってみましょう
- ・個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号など）を安易に提供しないようにしましょう

消費者トラブルに巻き込まれるなど、困ったときは・・・
消費者ホットライン「188」へお電話を！！



契約の基礎知識

「契約」って何だろう？

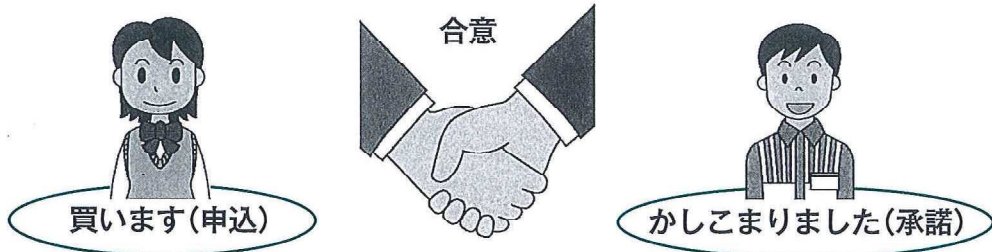
私たちは、日常生活の中でいろいろな「契約」を繰り返しながら暮らしています。日常の消費生活では、契約書を交わさないことがほとんどで、あまり意識せずに「契約」を行っています。商品を買ったり、サービスを利用したりするのも契約です。契約が成立すると権利と義務が発生することから、一方的にやめることはできません。当事者が法律的に責任を負うという意識を持つことが大切です。

つまり、契約とは、「**法的な責任が生じる約束**」のことです。

<契約の例>

お菓子を買う 洋服を買う バスや電車に乗る 引っ越しをする アパートを借りる 髪を切るなど

「契約」が成立するのはいつ？



✓ 双方で合意したときに契約が成立

□ 約束でも契約は成立
契約書は証拠を残すためのもの

✓ 契約が成立すると「権利」と「義務」が発生

商品等を受け取る権利・渡す義務
代金を支払う義務・受け取る権利

「契約」はやめられる？

契約は基本的にはやめることはできません。そのため、契約前に慎重に判断する必要があります。ただし、次の場合は、契約を解除したり取り消すことが可能です。

○クーリング・オフ制度が適用される場合（無条件で契約を解除できる制度）

販売方法	期間
訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールスなど含む)	8日間
電話勧誘販売	
継続的なサービス(エステ・語学教室・塾など6業種)	
訪問購入(訪問買取)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネスともいわれる)	
内職・モニター商法	

通信販売や店舗販売には、クーリング・オフ制度はありません

○未成年者(2022年4月から18歳未満)が親などの同意を得ないで契約した場合(条件有)

○勧誘方法に問題がある場合など

契約にはトラブルもたくさんあります。

困ったときは早めに消費生活センターなどへ相談しましょう。

クレジットカードの疑問

「リボ払い」って何だろう？ ～特徴と利用上の注意点～

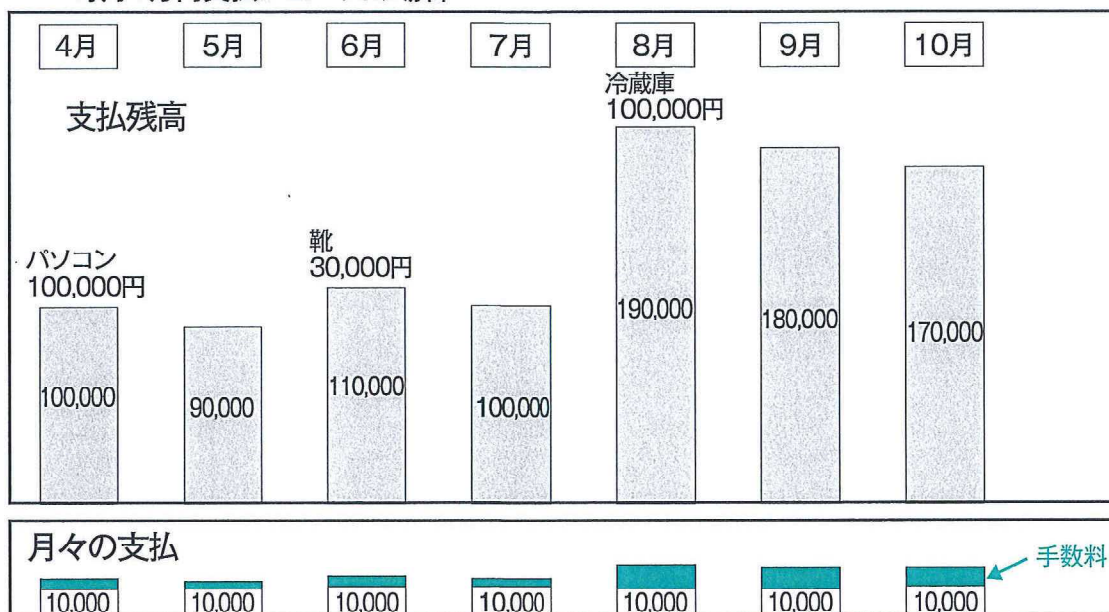
クレジットカードの主な支払方法には一括払い、ボーナス一括払い、分割払いのほかにリボ払いがあります。リボ払いとは「リボルビング払い」の略称で、カードローンやクレジットカードの支払方法の1つです。あらかじめ設定した金額を月々支払っていくので、収支を管理しやすく、家計の管理などに役立ちます。その一方で、クレジットカード等により支払方法が異なるので分かりにくいという一面もあります。

★代表的なリボ払いの方式

<定額方式> 支払残高に関係なく、毎月一定額を支払う方式

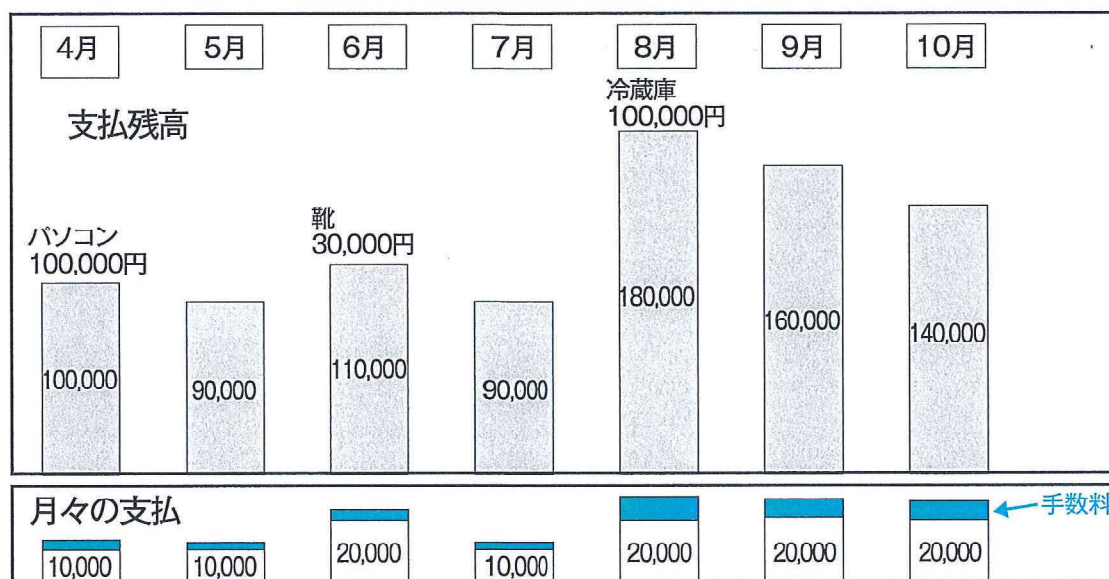
毎月1万円支払いコースの場合

※図はイメージです



<残高スライド方式> 支払残高に応じて、毎月の支払額が段階的に増減する方式

支払残高	1～10万円	100,001円～20万円	200,001円～
月々の支払額	1万円	2万円	10万円毎に1万円プラス



- * リボ払いを申し込む際は、どのようなリボ払いを利用できるカードか確認しましょう。
- * リボ払いは支払残高に対して手数料が発生します。そのため、支払残高が大きくなると手数料が高額になり、支払期間が長期化すると支払総額も大きくなっていきます。常に利用明細書などで支払残高を確認し、毎月の支払額や手数料を把握しておきましょう。
- * リボ払い専用のクレジットカードや、支払方法が自動的にリボ払いになるクレジットカードもあります。申込みをするときに注意しましょう。

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ



地域の学習会や学校の授業等に講師を派遣します！

公民館の講座、婦人会、老人クラブ、学校PTA行事、放課後児童クラブや子供会、若手社会人向け学習会、また学校への授業などに講師としてお伺いし、暮らしに身近なおかね・金融に関する情報をわかりやすくお伝えします。御希望の方は、お気軽に事務局までお問い合わせください。

実施時期	随時(平日、休日問いません。)	テーマ例	◇ ライフプラン(生活設計)の立て方
講演時間	1時間～1時間30分程度		◇ 無理なく無駄なく家計簿の見直し
参加人数	原則10人以上		◇ 知っておきたい公的年金・保険制度
申込時期	開催の1ヶ月前まで		◇ 金融商品の基礎知識
講師派遣料	一切不要(謝礼及び交通費は当委員会が負担)		◇ 悪質商法の手口と対処法
その他	※会場は、申込者側で御用意ください。 ※講師の都合により御希望に添えない場合がございます。 ※新型コロナウイルス対策として、 ・マスクの着用 ・手洗い、手指の消毒 ・室内のこまめな換気 ・3密にならないレイアウト などの対策をお願いします。 ※営利目的のセミナーや参加費有料の講座等への派遣はできません。また資産運用、年金、保険等の個別の御相談には対応しておりません。	◇ キャッシュレス決済の仕組み	
		◇ 相続と遺言	
		◇ 成年後見制度の仕組みと活用	
			◇ ものやお金を大切に教育
			◇ 社会人になる前に知っておきたいこと

【事務局】 和歌山県金融広報委員会(和歌山県消費生活センター内)
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904
<https://www.wakayama-kinkoui.jp>

一人で悩まず相談しましょう

**消費者
ホット
ライン**



県やお住いの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します。

和歌山県消費生活センター
 【相談ダイヤル】 073-433-1551
 平日 9:00～17:00
 土・日 10:00～16:00 (電話相談のみ)
 (祝日、年末年始は休み)

和歌山県消費生活センター紀南支所
 【相談ダイヤル】 0739-24-0999
 平日 9:00～17:00
 (土・日・祝日、年末年始は休み)

和歌山県消費生活センター
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 FAX(073)433-3904

※有料駐車場あり

和歌山県消費生活センター紀南支所
 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
 県西牟婁総合庁舎内
 FAX(0739)26-7943

至 紀伊田辺駅